



令和7年2月18日

平川市長 長尾 忠行 様

平川市特別職報酬等審議会
会 長 岩 渕 河 治 郎

特別職の報酬等について（答申）

令和7年1月15日付けで諮問のありました市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議員報酬の額について、下記の通りの審議結果となりましたので、ここに答申します。

記

1 市長、副市長、教育長の給料の額

次のとおり現行の額に据え置くことが適当である。

市 長	月額850,000円
副市長	月額680,000円
教育長	月額600,000円

2 議員報酬の額

次のとおり現行の額に据え置くことが適当である。

議 長	月額420,000円
副議長	月額380,000円
議 員	月額360,000円

※審議の概要等については、別紙のとおり



1 審議会開催状況

第1回審議会 令和7年1月15日

2 審議の概要

当審議会は、平川市特別職報酬等審議会条例の規定に基づき、令和7年1月15日に設置され、市長から次の事項について諮問を受けました。

- 1 市長、副市長、教育長の給料の額
- 2 議員報酬の額
- 3 給料の額及び報酬の額を改定する場合の改定時期

諮問を受け、当審議会において審議した結果、市長、副市長、教育長の給料の額並びに議員報酬の額については、次の理由により、現行どおり据え置くことが適当であると決定しました。

- 1 県内他市や人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の月額等と比較し、低い水準とはなっていないこと。
- 2 財政状況について、経常収支比率が高い水準で推移している状況を鑑みると、決して楽観視できる状況にあるとはいえないこと。
- 3 物価高などの影響が今後も長引くことも懸念されることから、依然として市民生活は厳しい状況にあること。

3 その他

特別職の職責については、多種多様な行政課題への対応などにより、年々その重要性は増し、多忙を極めているものと推察されます。一方で、不安定な国際情勢の影響による原油高などに起因した物価の高騰は、少なからず市民生活に影響を与えている状況であり、また市の財政状況についても、将来への不安が皆無であるという状況にはないことから、据え置きが適当であると判断したところであります。今後の特別職の報酬等の改定を行うに当たっては、さらなる行財政改革を推進しながら、定期的に当協議会において審議することが望ましい旨を申し添えます。